

新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針

【第6版】

豊 中 市

< 目 次 >

I 制度の概要

- 1. 指定管理者制度の概要 1
- 2. 「公の施設」とは 1
- 3. 従来の公の施設の管理運営、業務委託と指定管理者制度との比較 2

II 制度への対応にあたっての基本的考え方

- 1. この指針の位置づけ 3
- 2. 制度の導入 3

III 指定の手続きについて

- 1. 設置条例の改正(制定)及び指定の議決 4
- 2. 制度導入の時期と指定の期間 4
- 3. 選定基準 5
- 4. 公募の方法 5
- 5. 選定評価委員会 7
- 6. 協定の締結 8
- 7. 指定管理委託料 8

IV 運営に関する項目

- 1. 事業内容等の点検 9
- 2. 指定の取消し・業務の停止 10
- 3. 差別的取扱いの禁止 10
- 4. 利用料金等の取扱い 10
- 5. 個人情報の保護 10
- 6. 情報の公開 10
- 7. 苦情等への対応 11
- 8. 事故があった場合の損害賠償等の対応 11
- 9. 災害時の施設使用 11

I 制度の概要

1. 指定管理者制度の概要

「指定管理者制度」は、地方自治法（以下「法」という。）第 244 条が改正（平成 15 年 6 月公布、同年 9 月施行）されたことにより創設された制度であり、「公の施設」の管理に関し、公共団体や公共的団体、地方公共団体が出資する法人に限定されていた従来の「管理委託制度」から、民間事業者等も管理を行うことができる制度に移行したものである。

この制度は、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。

この制度改正により、「公の施設」の管理については、この指定管理者制度を導入するのか、あるいは直営（個別に業務の一部を委託する場合を含む）とするのか、いずれかを選択することとなっている。

豊中市における指定管理者制度の導入状況としては、これまで管理委託制度を実施してきた 71 施設について、法の改正による経過措置が終了する前の平成 18 年 4 月より、これまでの管理受託団体を引き続き指定管理者として指定し、制度の導入を図ったところである。

これらの指定管理者制度導入施設については、5 年の指定期間が終了した時点で、次期の指定管理者の選定を一部施設を除き公募で行うこととしており、また、新たな施設に指定管理者制度を導入する際も原則として公募で指定管理者を選定することから、今後の指定管理者の選定は公募が中心となる。

2. 「公の施設」とは

「公の施設」とは、法第 244 条で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされており、市民会館などの文化施設、老人デイサービスセンターなどの福祉施設、スポーツ施設など、条例により設置された様々な施設がこれにあたる。また、同条第 2 項第 3 項で住民への公平・公正なサービスの提供を保障している。

ただし、道路や小中学校、幼稚園などは、それぞれ道路法や学校教育法などの法律により管理主体が定められており、指定管理者制度の対象にならない。

また、住民の利用に供することが目的でない市役所庁舎、出張所、浄水場などは法で言う「公の施設」には該当しない。

3. 従来の公の施設の管理運営、業務委託と指定管理者制度との比較

	従来の管理委託制度	業務委託	指定管理者制度
1) 受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人(1/2以上出資等)に限定	限定はない。 (議員、長についての禁止規定あり)	法人その他の団体 (法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可)
2) 法的性格	「公法上の契約関係」 ※条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 ※契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「指定」(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの (「指定の手続」は条例で定めることを要する) 「管理の代行」 (委任:当該事務が受任者の職務権限となり、その事務については、受任者がもっぱら自己の責任において処理することになる。 例. 使用許可は指定管理者名で行う。)
3) 公の施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。		原則として指定管理者が有する。 (「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する)
① 施設の使用許可	受託者はできない。		指定管理者が行うことができる。
② 基本的な利用条件の設定	受託者はできない。		条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
③ 不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない。		指定管理者はできない。
4) 公の施設の設置者としての責任	地方自治体		地方自治体

Ⅱ 制度への対応にあたっての基本的考え方

1. この指針の位置づけ

豊中市においては、指定管理者制度導入に関して、包括的な条例を定めず、個別の施設設置条例ごとに管理運営形態として指定管理者制度導入を規定している。

したがって、今後新たに指定管理者制度を導入する施設に関しても、施設ごとの導入手続きが必要となる。

さらに、新規導入施設及び現在導入済施設の次期指定期間における指定管理者の指定に際しては、公募による選定が中心となり、同様に施設ごとの選定手続きを行うこととなる。

これらのことから、制度導入や公募選定、さらには導入後の運営に関して一定の方向性を示すため、当指針を定めるものとする。

今後においても、制度の運営状況等について継続的に検証・評価を行い、必要に応じて方針の見直しを行うとともに、市の内部での全体調整を図っていくこととする。

2. 制度の導入

指定管理者制度は、民間事業者等の競争原理や施設管理のノウハウを活用した質の高い市民サービスの提供が期待できるとともに、施設の稼働率の向上や経費の節減が期待できる。

一方で、市民の平等利用や個人情報保護、施設の効用の最大限の発揮等の観点から指定管理者として適格な能力を備えた民間事業者等が存在するかということや、指定管理者が指定期間半ばで安定した経営が持続できなくなった場合の対処など、課題やリスクがあげられる。

したがって、これらを十分に踏まえた上で、各施設の設置目的、性質、管理状況、施設管理をとりまく状況、本市の総合計画をはじめとした各種行動計画等の施策や地域とのかかわり、市民との協働、人権尊重をはじめとする行政の役割など経済性のみならず市民サービス向上の観点などもあわせて、総合的な観点から、施設の目的を最大限に発揮できるような管理運営のあり方を、各施設を所管する部局において検討していく必要がある。

制度の導入にあたっては、拙速な導入によりかえって施設の効果的・効率的な運用に支障をきたしたり、公の施設の設置目的や施策の基本理念から外れたりすることのないよう、円滑な導入に充分留意することとする。

さらに指定管理者による管理開始後においても、その業務が適正に行われるよう指示や調査、点検を行うなどして、市としての公的責任を果たしていくことが必要である。

Ⅲ 指定の手続きについて

1. 設置条例の改正(制定)及び指定の議決

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとする場合は、各施設を所管する部局において施設の設置条例を改正(制定)したうえで、指定管理者を選定し、指定管理者の指定に係る議案について議会の議決を経る必要がある。

各施設の設置条例に規定する主な内容は、次の通りとする。

- ①指定の手続き（申込方法、選定基準、事業計画書の提出等）
- ②管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- ③業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）
- ④選定評価委員会の設置
- ⑤その他必要な事項

2. 制度導入の時期と指定の期間

豊中市ではこれまで、指定管理者制度を公法上の契約に基づく管理委託制度を実施してきた71施設について、法の改正による経過措置が終了する前の平成18年4月より、これまでの管理受託団体を引き続き指定管理者として指定し、制度の導入を図ったところである。

これらの施設の指定管理者については、制度導入の混乱を避ける為にも、これまで管理委託を実施していた市が出資する法人等の団体を引き続き指定管理者として指定したが、5年の期間が満了した後には次期の指定管理者を選定する必要があり、その際には全ての施設において選定のための公募を行わなければならない（他の施設と合築であることなどを理由に公募を行わないこととした場合においても、施設の管理状況などを踏まえ、選定方法の検証を行うものとする。）。

また、現在直営で運営している施設や新規に建設する施設についても、市民ニーズの多様化や複雑化に対応していくために、多様な主体が参画した多様な手法による公共サービスの実施が求められている。その際の一手法として、指定管理者制度の導入を検討する必要がある。そして、指定管理者制度による運営が最適と判断した施設については、原則として制度導入時から公募により指定管理者の選定を実施することとするが、制度の円滑な導入を図るため十分な準備手続をとらなければならない。

指定の期間は、事業の継続性や経費管理の平準化などを考慮し、原則として5年以内とする。

指定の期間が満了した時は、指定管理者の業務は終了し、自動更新されることはない。

3. 選定基準

指定管理者の選定にあたって条例で定めるべき基本的な基準は、次にかかげる事項とする。

- ①住民の平等な利用が確保されること
- ②施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営が図られるものであること
- ③施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力、また人材を有すること
- ④その他施設の性質、設置目的等に応じて特に定める必要がある事項

上記の選定基準に基づき、応募団体からの事業計画書等を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の提案を行った法人等を指定管理者として選定することとする。

4. 公募の方法

(1) 公募の実施

各施設を所管する部局は、指定管理者の選定にあたって、原則として公募を行うこととする。

公募は、一施設ごとに行うことを基本とするが、複数の施設についてまとめて管理を委ねることで施設の効用が高まり、市民サービスの向上につながるなど特別の事由があるときはこの限りでない。

ただし、次の場合には、公募によらず指定管理者を指定できるものとする。

- ①地域住民がコミュニティ活動等を行う施設において、地域住民等が管理運営団体を設立し、管理運営を行う場合
- ②その他公募を行わない合理的な理由がある場合

なお、従来の管理委託制度により運営を実施している施設について、施設の設置目的や性格、管理を受託している団体の活動実績等を考慮し、当該団体に引き続き管理を行わせることが適当と判断される施設については、公募によらず、5年以内の期間、当該団体を指定管理者として指定することができる。

(2) 募集の方法

公募による指定管理者の選定に際しては、公募型プロポーザル方式に準じた手続き*を経て、最も優れた提案を行った団体を選定する。よって、各施設を所管する部局が募集要項を作成し、広報誌や市のホームページへの掲載など、適切な方法により公募に係る情報提供を行い、応募団体からの提案を受けることとする。募集要項には、主に以下のような項目を記載する。

- 施設等の概要
- 基本条件・運営方針
- 指定期間
- 業務の範囲
- 確保すべきサービス水準（できるかぎり定量化した指標を記載する）
- 応募団体に必要な資格に関する事項
- 提案に係る提出書類
- 選定審査項目などの選定に関する事項

上記のうち「提案に係る提出書類」については、

- 応募団体の設立理念、本市の施策の推進に関わる事項、活動実績等を記載した団体概要説明書
- 当該事業に関し市の負担となる所要コスト、確保可能なサービス水準、施設によっては開館時間・休館日・自主事業などについての提案等を記載した事業計画書
- 応募団体の財務状況報告書
- 労働関係法規の遵守を証明するもの
- 公租公課に関しての納付を証明する納付証明書等を必ず含むものとする。

(3) 募集の期間等

公募の期間は1か月以上とし、十分な情報提供に努めることとする。

* 外部委託やPFIにおいて企画提案内容及びそれを実施できる専門能力等を重視した選定を行う場合、事業者等からの提案を広く募り、最も優れた提案を行った者を採用する選定方法を「公募型」の「プロポーザル」方式と表現する。契約形式としては地方自治法上の随意契約の形となるため、総合評価一般競争入札等の競争入札方式との対比で語られることが多い。指定管理者の指定については、行政処分の一つであり契約行為にあたらないため、本指針においてはこの方式に「準じた」手続きと表現する。

(4) 応募できる団体

指定管理者として施設を管理する者は、団体であれば法人格を問わない。例えば、地域の自治会や町内会といった任意団体が指定管理者となることも可能である。

公募をする場合に応募できる団体の要件については、次のとおりとする。

- ・ 別途市から補助を受けて事業を行っている団体や市の職員が役員等を務める団体についても応募資格はあるが、選考の上で公平を期するために、応募の際には管理運営に係る経費と財源を明確にしなければならない。
- ・ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている団体や、暴力団・暴力団員が役員等を務める団体についても、応募資格がないこととする。
- ・ 豊中市指名競争入札参加者資格の指名停止を受けている期間、労働関係法令に違反し官公署から摘発・勧告等を受けている場合、応募資格がないものとする。
- ・ 一括して業務を第三者に委託することにより指定を受けようとする団体は応募することができないが、部分的に業務（清掃・エレベータの保守・講演会の実施等）を委託することは可能である。

5. 選定評価委員会

(1) 指定管理者の選定は、手続きの公正性・透明性を担保する観点から、執行機関の附属機関として各施設の設置条例*に規定され、公共サービスに関して優れた識見を有する委員で構成する選定評価委員会において実施する。

なお、委員には指定の申込を行おうとする団体の役員等を選任してはならない。

(2) 指定管理者の選定における具体的な選定審査項目（公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等の有無、応募団体の設立理念と施設の設置目的との合致性、自主事業を含む提供サービスの内容及び水準、所要コストの適正度*、団体の財務健全性、従事者の雇用労働条件への配慮に関する事項、市民満足度を向上する仕組みの有無、応募団体の過去における入札参加停止措置等の処分歴等）及び各項目に対する配点基準は選定評価委員会で決定し、募集の際に公開することとする。選定審査項目及び配点基準等については、現在市で実施している総合評価一般競争入札のしくみを参考とする。

(3) 選定評価委員会の会議録又は議事の要旨を明らかにする書面の取り扱いについては、豊中市情報公開条例に基づくものとし、選定結果をホームページ等で公表するものとする。また、応募団体名については申込受付終了時点で公表するものとする。

(4) 選定評価委員会の運営に関しては、規則等において別に定める。

* 施設の設置目的又は事業の内容が密接に関連するなどの理由により異なる公の施設を同一の附属機関で所掌する場合もある。以降も同様。

* 所要コストの適正度を評価するにあたっては、選定基準（人的・物的能力等）に応じた適切な積算にもとづくコストとの比較を行う。

6. 協定の締結

指定管理者が公の施設の管理を行う権限は、条例に基づく「指定」という行政処分によって生じるものであるが、業務執行上必要となる事項をあらかじめ両者により協議し、取り決めておく必要があるため、各部局において協定を締結する。

なお、指定管理者の取消しや撤退があると、新しい指定管理者が決まるまでの間、施設の閉鎖を余儀なくされたり、サービスの提供が中断してしまったりする事態となり、市民生活への影響が大きいいため、履行保証金を求めるものとする。

- 協定には、労働関係法規の遵守、本市の総合計画や各種分野別計画等の施策への協力、市民との協働、人権尊重等についての項目を必要に応じて盛り込むものとする。
- 指定管理者制度の導入に際しては、サービス水準の確保が重要事項となるため、必要と考えられるときは、できるかぎり定量化・明確化したサービス水準に関する合意文書を協定書の一部あるいは独立した文書として取り交わすものとする。

7. 指定管理委託料

指定管理委託料を複数年にわたって支出する場合、原則として債務負担行為を設定する。

指定管理委託料は、会計年度ごとに予算の範囲内で市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めるものとする。

指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理委託料は、原則として精算を行わないものとする。ただし、修繕費については、実績に基づき別に精算することができるものとする。

IV 運営に関する項目

1. 事業内容等の点検

指定管理者によるサービス水準の確保と適正な運営の確保は重要事項であり、事業報告書を提出させる等による事業実施内容の点検は欠くことができない。

また、指定管理者が倒産した場合、公の施設の利用に大きな影響を与えることから、指定管理者が管理している公の施設の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握することとする。

(1) 事業報告書

事業報告書の詳細については協定で定めることとし、毎事業年度終了後の2か月以内に提出させることとする。

(法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、取消しの日後2か月以内とする。)

(2) 業務の調査・指示

指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(3) モニタリング及び年度評価

各施設の所管部局は適宜必要な指示・監督を指定管理者に対して行い、定期・随時に指定管理者が実施した業務についてのモニタリングを実施するとともに、毎年度その総括としての年度評価を実施する。モニタリング及び年度評価にあつては指定管理者のヒアリングや現地調査等の手法による現状把握を行い、協定や年度計画書などで実施することとした業務やサービス水準等が十分に満たされているかを判断する。年度評価の際には、市民満足度を把握するとともに、サービスを向上するために指定管理者が取り組んだ事項を評価するため、アンケート等の実施を求める。

指定管理者は施設所管部局に協力し、モニタリングや年度評価の結果を施設の有効活用やサービスの向上に向け活用する。また、指定管理者自身も業務の適切な進行管理のため自己モニタリングを協定に基づき実施するものとし、所管部局によるモニタリング及び年度評価との連携を図るものとする。

(4) 選定評価委員会による評価

指定期間の途中において少なくとも一度、各施設の個別条例に規定する選定評価委員会において、サービス内容や法令（当該事業関係法令・労働関係法令等）遵守の状況など施設の管理状況について評価を行う。

2. 指定の取消し・業務の停止・入札参加停止

指定管理者が、施設の管理の適正を期するため本市が行う指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

また、指定管理者が、指定期間中に豊中市入札参加停止基準に定める措置要件のいずれかに該当する場合は、当該別表に定めるところに準じ期間を定め、入札参加停止を行うことができる。

3. 差別的取扱いの禁止

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

指定管理者がこれに違反した場合、市長は必要な指示を行い、指定管理者がその指示に従わないときは、指定管理者の取消等の必要な措置をとることができる。

4. 利用料金等の取扱い

利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制度」を採り入れることによって、効果的・効率的な管理及び市民サービスの向上が図られると考えられる場合は、精算方法等のルールを十分検討したうえで「利用料金制度」を導入することとする。

その場合、指定管理者が自由に利用料金を設定するのではなく、市が条例で定める利用料金額の範囲内で、市の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

5. 個人情報の保護

豊中市個人情報保護条例においては、市の実施機関が個人情報に関する処理業務を委託した場合、同条例の趣旨にのっとり個人情報の保護に努めるとともに、処理業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、当該処理業務に係る個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならないことを定めている。

指定管理者の導入にあたっては、個人情報の保護をどのように図るかという点と同様であり、指定管理者が公の施設の管理を通じて処理する個人情報の取扱いについては、同条例で定めておく必要がある。

また、協定を結ぶ際には、個人情報の保護について定めておく必要がある。

6. 情報の公開

豊中市情報公開条例においては、出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、同条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならないこと、また、市長は出

資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならないことを定めている。

指定管理者制度の導入にあたっては、情報公開をどのように図るかという点は同様であり、指定管理者が公の施設の管理を通じて処理する情報の取扱いについては、同条例で定めておく必要がある。

また、協定を結ぶ際には、情報の公開について定めておく必要がある。

7. 苦情等への対応

利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) サービス内容の苦情等については、指定管理者が処理対応を行い、市への連絡・報告を行う。

市としても、指定管理者が行ったサービス提供に関する苦情等の処理対応を行う。

(2) 指定管理者が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては市が対応する。

(3) 一定の公職にある者等より出された提言、要望又は相談等については、必要と認める場合に報告書を作成し、市へ報告するものとする。当該報告書は行政文書に準じた取り扱いとし、開示請求の対象とする。

8. 事故があった場合の損害賠償等の対応

事故があった場合の損害賠償請求等については原則として次のように対応する。

(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により、損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる。ただし指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合もある。

(2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合、指定管理者には損害賠償義務が生じる。また、市にも損害賠償義務が生じる。

(3) 損害賠償に関する市と指定管理者との関係

指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生じる場合で、損害を被ったものからの請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し求償を行うことができる。

9. 災害時の施設使用

災害発生時に公の施設を避難所等として使用することについて、あらかじめ所管部局と指定管理者との間で緊急時の対応等を取り決めるものとする。

平成 21 年 3 月	策定
平成 24 年 10 月	改定（第 2 版）
平成 26 年 3 月	改定（第 3 版）
平成 26 年 12 月	改定（第 4 版）
平成 28 年 3 月	改定（第 5 版）
令和 4 年 3 月	改定（第 6 版）